

横浜市港湾局土木工事週休2日確保工事の実施に伴う増額補正について

1 港湾工事の場合

- (1) 港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 前項の対象工事について、週休2日等の取組に係る費用の補正を、以下の方法により、予定価格に計上する。

それぞれに次の補正係数を乗じる。

共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

2 土木工事の場合

- (1) 土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 前項の対象工事について、週休2日等の取組に係る費用の補正は行わないものとする。

3 異なる積算基準が含まれている場合の取扱い

港湾工事で土木工事標準積算基準の工種が含まれている場合又は土木工事で港湾土木請負工事積算基準の工種が含まれている場合の増額補正は、次表のとおり補正係数を乗じるものとする。

	港湾工事		土木工事	
	土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準	土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準
共通仮設費率	1.02		1.00（補正なし）	
現場管理費率	1.03		1.00（補正なし）	